

平成 27 年（行ウ）第 4 号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他 108 名

被告 国

意見陳述書

2016年4月25日

長崎地方裁判所 御中

岩下 和雄

1 はじめに

私は、ダムが出来ると水没が予定されている地域に住んでいる地権者の一人で、岩下和雄といいます。今日は、この裁判で問題となっている石木ダム建設が私たち住民の声をいかに無視し続けてきたのかについてお話しさせていただきます。

2 石木ダム建設反対運動にかかわってきた経緯

私が住んでいる川原（こうばる）地区は、町の中心地から約 5 キロ、車で 7 ~ 8 分の距離にあり、ほとんどの世帯が町内で仕事をしています。休日は田畠を耕し、過疎とは無縁の住みやすい地区です。13 世帯約 60 名余りの住民は、本当に仲がよく、毎年恒例のほたる祭りは全員で作り上げ、毎年みんなで小旅行にでかけています。

私が中学生のころ、石木ダム建設計画を初めて知りました。今から 54 年前の 1962 年、県が地元住民に無断で測量調査を行ったときでした。その後、私は 17 歳で父を亡くし、世帯の代表として父親世代の方々に混じりダム反対闘争にかかわってきました。

私が長年、反対闘争に力を注ぐのは、県や町が私たちの声に耳を貸さず、ダムが真に必要かという議論をせぬまま、13 世帯の生活と人生が強制的に奪われていくこと、先祖より受け継いだ隣人愛あふれる故郷が

破壊されていくことへの悔しさがあるからです。

3 対話のない民主主義～ダム建設反対の闘争 40 数年の歴史

石木ダム建設計画は、50年間続いています。これが民間企業の計画であれば当然に中止されているはずです。なぜ、ダム建設は中止されないのか。それは、膨大な税金が投入されても腹が痛まない行政が掲げる計画だからです。建設ありきの計画で、その予算を他に有効活用することなど考えていないのです。

この計画は、長崎県が地元に無断で湛水線の測量調査を開始したことが始まりですが、その調査は地元の抗議で中止させました。

10年後の1971年、長崎県は川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼しました。このときの調査はダム建設を前面に出さず「石木川の河川開発調査」と名を変えていました。説明会は物別れに終わりましたが、当時の川棚町長が「地質調査は河川開発の一環です。あくまで調査であってダム建設には直接つながりません。」「地元が反対するならばダムはできません。」「地質調査だけでもさせてください。」と何度も土下座したのです。何度も土下座する町長の姿を見た長老たちは、長崎県と「ダム建設の必要性が生じたときは、書面による同意の後着手する」、川棚町とは「県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制収用等の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し、作業を阻止する行動をとることを約束する。」と覚書を交わし、調査に同意しました。しかし、ダム建設に同意したわけではありません。ダム建設は、私たちの生活と人生を根こそぎ奪うのですから、覚書は当然のことを約束したにすぎません。だからこそ長老たちも、県と町を信頼したのです。

しかし、私たちは、その2年後、報道で石木ダムの建設予算がついたことを知らされます。まさに寝耳に水です。県や町と結んだ覚書は完全に無視されました。最低限の約束は守られないまま、計画は着々と強行

されていたのです。

その後、県や町は戸別訪問を繰り返し住民の切り崩しを行いました。町は「石木ダム雑感」などの内部資料を作成し、金銭補償について「反対同盟がしっかりとしている今こそが県と交渉がしやすい」「事業認定されると補償はもらえない」として、県や町職員による「酒食のもてなし」が、長老たちや住民に対して行われました。

1982年4月、長崎県は立ち入り調査を告示しました。そこで、私たちは「ダムの必要性から話しをしよう」と申し入れますが、県は「測量調査同意のお願い」と話題をすり替え、話し合いを拒否しました。その後、県は、7日間にわたり750名あまりの機動隊をこの静かな町に送り込み、私たちを排除し、立ち入り調査を強行します。しかし、私たちは、7日間、座り込みで抗議しました。多くの市民、県民も支援してくれ、結局、県は調査断念に追い込まれました。

県は2009年11月、事業認定の申請を行い、翌年の2010年3月、付替え道路工事を強硬的に着手しました。これに対し、反対同盟は支援者と共に座り込みで4か月間工事入口を封鎖して抵抗しました。結局、県は工事中断を発表して、補助金をいったん国へ返納する事態となりました。

その後も、私たちは石木ダム検証会議に地元住民やダム反対の立場の有識者を参加させるよう要望しましたが、県関係者のみが集まつた、たった3回の会議でダム必要との結論が出されました。

2012年4月には、国交省の有識者会議で「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望します。」との意見が付ましたが、その翌年に開かれた公聴会では、公述人20名のうち私を含む12名の反対意見にもかかわらず、事業認定が認可されました。

同じ年の12月「石木ダム対策弁護団」が結成され、支援組織4団体

と共にダム必要性に関する公開質問書を県や佐世保市に提出し、話し合いを繰り返してきました。しかし、県や市は「ダム必要」を導いた根拠について、何ら真摯な回答をしていません。2014年7月、長崎県知事がこの40年間で初めて話し合いの場に参加し「今後も話し合いを続けていきます。」と約束しましたが、その同じ月、県は付替え道路工事に着手し、私たちの阻止に対して、県は通行妨害禁止の仮処分を申し立てるなど、県の強硬姿勢、住民無視の態度は続いています。

4 今後の運動について

いま、お話ししてきましたように、県や町は最低限の約束である覚書さえ守らず、真っ向からの議論を避けるだけでなく、機動隊を導入したり、工事を強行したりしてきました。私たちの声はどこまで無視されるのでしょうか。これが、本当に民主主義なのでしょうか。県は、機動隊を導入しても、工事を強行してもへこたれず、何か月も座り込みをして阻止する私たち地権者や市民・県民が議論を求めていること、私たちを無視することに怒っていることに気づいているはずです。私たちは、県の強行姿勢によって、どんどん結局を増し、支援の輪も全国に広がっています。県がむちゃくちやなことをすればするほど、反対の声が広がることを思い知って欲しいと思います。県は事業認定の申請をすれば、地権者は同意するだろうと安易に考えていたようですが、事業認定されても私たちが動搖しないことに県関係者からも「話が違う」といった声が出始めているようです。私たちは「納得できないダム建設には絶対反対である」、「不要なダムの為故郷を売ることはあり得ない」という立場を貫いています。私たち反対同盟は一つの家族のようなもの、今後も協力し合って石木ダム建設に反対していく覚悟です。

以上